

施設使用料減免適用団体のみなさま

令和9年度コミュニティセンター施設使用料減免更新手続きについて

日頃より、コミュニティセンターをご使用いただきましてありがとうございます。

貴団体が決定を受けた令和8年度の使用料減免期間は、令和8年度末（令和9年3月31日）までとなっています。引き続き令和9年度も使用料の減免を希望される場合は、更新申請が必要となります。お手続きいただく際は、下記をご確認ください。

令和9年度更新申請受付開始日

3号適用団体：令和8年9月18日（金）

4号・5号適用団体：令和8年11月2日（月）

上記受付開始日前に更新申請はお受けできませんのでご注意ください。

更新申請書類提出締切日

令和9年3月31日（火）までにご提出ください。

※期日までにご提出いただけなかった場合、更新手続きではなく、新規申請手続きとなり、ご用意いただく書類（事業報告書など）が増えますのでご注意ください。

◎更新申請を受理した後、決定通知書の送付まで約2週間を要します。

減免対象となるのは、減免が決定した日（「減免更新決定通知書」発効日）以降に予約される分です。令和9年4月以降の利用分から減免を受けるためには、コミセンで予約をする際に、「減免更新決定通知書」が団体のお手元にある必要があります。あらかじめ「減免更新決定通知書」が送付されてくる時間を想定し、余裕をもって減免更新申請手続きを行っていただくようお願いいたします。

◎2月中に「減免更新決定通知書」を受け取りたい場合、

令和9年2月5日（金）までに更新申請書類をご提出ください。

5号減免団体が令和9年4月分の予約から減免を受けたい場合は、3月1日にコミセンで手続き（予約）する際に、「減免更新決定通知書」を受け取り済みであることが必要となります。

～減免更新申請 受付方法変更のご案内～

令和 9 年度の減免更新分より、電子申請が利用できるようになります。

電子申請と従来の紙書類による提出のどちらかを選んでお申し込みください。どちらの方法でも審査結果に影響はありません。

電子申請では、システム上で必要事項を入力するだけで手続きが完了するため、**事前に書類を作成する手間が省けます。**ぜひご活用ください。

電子申請

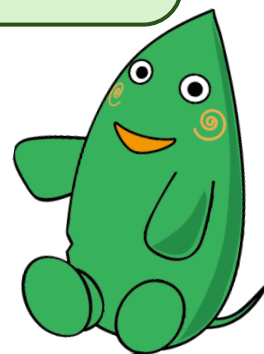
お手持ちのスマートフォンや
PC からお申込み

または

紙書類提出による申請

申請書類をつながり推進課に
直接ご提出
(持参・郵送・FAX)

いずれかの申請方法を選んでお申込みいただけます



大和市イベントキャラクター ヤマトン

申請方法

下記 (ア)(イ) いずれかの方法でお申し込みください。

申請方法によってご用意いただく書類が異なりますのでご注意ください。

審査の結果、減免が認められた場合は、ご記入いただいた住所に減免決定通知書を送付いたします。

～注意事項～

- 自治会含め、「令和9年度事業計画書」は、すべての減免更新申請団体にご提出いただきます。ご提出をお忘れないようにお願いいたします。
- 令和4年度から、減免カードの発行は行っていません。予約の際に、「減免更新決定通知書」の提示を求められた場合は会館に提示してください(コピー可)。

(ア) 電子申請 ← 今年度より新設

e-kanagawa の電子申請システム内、「**【R9】大和市コミュニティセンター令和 9 年度分使用料減免更新申請**」よりお申し込みください。

(ページ下の二次元コードの読み取りまたは URL を検索サイトに直接入力しお進みください)

お手持ちのスマートフォン、パソコンから申請ページに進み、設問に対して必要事項を入力することで簡単にご申請いただけます。

【ご用意いただく書類】

該当する団体のみ、電子ファイル(PDF または Word(.docx))でご用意ください。

該当しない場合、書類のご用意は不要です。

	書類	対象団体	内容
①	理由書	前年度の事業計画どおりにコミセンを使用しなかった団体のみ	使用するコミセン名、会議や事業の名称、開催日時、参加予定人数等の記載があれば、書式は問いません(手書き、パソコン作成も問いません)。総会等の承認を得られていない、計画書(案)でも構いません。
②	団体の規約(会則)	前年度から変更があった団体のみ	規約(会則)に変更がある場合、変更後の規約(会則)を提出してください。書式は問いません。
③	構成員の名簿	前年度から変更があった団体のみ	構成員に変更がある場合、変更後の構成員名簿を提出してください。書式は問いません。

※減免申請書・事業計画書は、申請ページの設問に沿って入力すると**自動で作成・出力**されますので、事前のご用意は不要です。

(既に事業計画書を作成済みの団体は、事業計画書を電子ファイルでご提出いただくことも可能です。)



← 申請ページはこちら

スマートフォンのカメラ機能で左のコードを読み取ると申請ページが表示されます



https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/142131-u/offer/offerList_detail?tempSeq=135609

大和市イベントキャラクター ヤマトン

(イ) 紙書類提出による申請(従来型)

下記の書類をご用意の上、つながり推進課へ持参・郵送・FAXのいずれかにてご提出ください。

【ご用意いただく書類】

①②はすべての団体、③～⑤は該当する団体のみご提出ください。

※①はホームページ上にある既定の様式(第7号様式)、②～⑤は任意の様式で作成してください。

	書類	対象団体	内容
①	減免更新申請書 (第7号様式)	すべての団体	定められた書式に、記入例を参考に、必要箇所をご記入ください。
②	令和9年度 事業計画書	すべての団体	使用するコミセン名、会議や事業の名称、開催日時、参加予定人数等の記載があれば、書式は問いません(手書き、パソコン作成も問いません)。総会等の承認を得られていない、計画書(案)でも構いません。
③	理由書	前年度の事業計画どおりにコミセンを使用しなかった団体	使用するコミセン名、会議や事業の名称、開催日時、参加予定人数等の記載があれば、書式は問いません(手書き、パソコン作成も問いません)。総会等の承認を得られていない、計画書(案)でも構いません。
④	団体の規約(会則)	前年度から変更があった団体	規約(会則)に変更がある場合、変更後の規約(会則)を提出してください。書式は問いません。
⑤	構成員の名簿	前年度から変更があった団体	構成員に変更がある場合、変更後の構成員名簿を提出してください。書式は問いません。

上記書類のほか、必要に応じて別な書類の提出をお願いする場合があります。

申請書は、市のホームページからダウンロードいただくか、会館で配布しています。

※ FAXでご提出の場合は、受信確認のため、お手数ですがFAXを送信した旨をつながり推進課までお電話でご連絡をいただきますようお願いいたします。

※ 書類を記入する場合、鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。また、書き損じた場合は、修正

液・修正テープは使用せず、二重線で訂正してください。

- ※ ご提出いただく「令和9年度事業計画書」は、任意書式となりますが、このご案内に添付または大和市ホームページからダウンロードした「令和8年度事業計画書（ひな型）」を使用いただき、ご提出いただいても構いません。（電子申請の場合は不要）

★★★ 減免更新手続きに関するよくあるご質問 ★★★

Q1 「通知書番号」とはなにか？

A1 令和8年度の減免申請に対して、大和市役所から送付した「減免決定通知書」の右上に記載されている「通知書番号」です。「通知書番号」は、●-●-●●●（1桁-1桁-3桁）で記載してください。

Q2 4月（新年度）から代表者が変わる予定。減免更新申請は、新しい代表者名を記載すればよいのか？

A2 代表者欄には、令和9年4月1日時点での代表者をご記入ください。上記の代表者が決まっていない場合、申請日時点の代表者をご記入ください。

Q3 「更新前の使用状況」について、昨年度提出した事業計画書に記載したコミセン使用計画のうち、1回でも使用しなかったら「使用しなかった」を選択し、理由書を提出しなければいけないのか？

A3 「更新前の使用状況」で、「使用しなかった」を選択する基準（理由書を提出する基準）は、事業計画書記載の年度において、一度もコミセンを使用しなかった場合に「使用しなかった」を選択し、理由書をご提出ください。

事業計画書において複数回の使用を計画していても、計画された回数にかかわらず、一度でもコミセンを使用した場合は「使用した」を選択していただき、理由書の提出は不要です。

Q4 団体の総会が行われていないため、来年度の事業計画書はない。どうすればよいのか？

A4 減免更新手続きにおいてご提出いただく事業計画書は、必ずしも総会などで議決されたものである必要はありません。あくまでも申請書提出時点での計画として、事業計画書を作成し、ご提出ください。

Q5 3月1日に、4月分の予約に行ったが、減免更新手続きを行っていなかったために、減免にならなかった。後から減免にして、返金してもらえるのか。

A5 申し訳ございませんが、返金（証紙返還）はできません。予約時に減免更新手続きが完了していることが必要となるため、時間に余裕をもって減免更新手続きを行って下さい。

Q6 減免更新手続きを失念し、更新申請締切日を過ぎてしまった。更新はできないのか？

A6 更新申請締切日を過ぎてしまった場合は、申し訳ございませんが更新はできません。新規団体としてのお手続きをしていただくことで、減免を受けることは可能です。新規団体としてのお手続きの場合は、提出いただく書類が多くなりますのでご注意ください。

Q7 減免決定通知書を受け取った後、代表者が変更になった。どのような手続きが必要か？

A7 減免決定通知書は、代表者が変更になっても、記載された年度・期間はそのまま有効となります。減免決定通知書の再交付手続きは不要です。

なお、つながり推進課より、ご連絡を取らせていただく場合がありますので、代表者が変更となった場合は、変更後の代表者名と住所、電話番号を、つながり推進課までお知らせください。電話でのご連絡で構いません。

Q8 「電子申請」とはなにか？申請の為に必要なものはあるか？

A8 スマートフォンやパソコンからインターネット上で簡単にお申込みいただける申請方法です。申請のためにはスマートフォンやパソコンなどインターネットにつながる電子機器、メールアドレスが必要です。

Q9 電子申請の導入によって従来の紙による申請はできなくなるのか？

A9 従来どおり紙の書類を提出いただくことでもご申請いただけます。ご都合のいいほうでお申込みください。

Q10 電子申請のやり方がわからない。

A10 大和市つながり推進課のホームページ上に詳しい手順を記載したご案内がありますのでご参照ください。

Q11 電子申請と従来の紙による申請に違いはあるのか。

A11 電子申請によるお申込みであれば事前書類をご用意いただくことなくお申込みいただけます。また、提出書類をつながり推進課にお持ちいただく手間がなくなります。なお、申請方法によって減免の審査基準に差異が生じることはございませんのでご安心ください。

<お問い合わせ・申請書提出先>

担当部署：大和市役所 つながり推進課 地域コミュニティ係

住 所：〒242-8601 神奈川県大和市下鶴間1-1-1

電 話：046-260-5162（直通）

F A X：046-260-5138

申請書記入例

(第7号様式)

コミュニティセンター
使用料減免更新申請書

担当	主幹 係長	参事 課長	受付	・	・
			決裁	・	・
				・	・

提出日をご記入ください。

年 月 日

通知書番号・団体名は、令和8年度の
「減免（更新）決定通知書」に記載され
ている通知書番号・団体名をお書きくだ

設置条例施行規則第9条に基づき、次のとおり使用
料の減免期間の文

代表者は、令和9年4月1日時点での代表者
をご記入ください。上記の代表者が決まっ
ていない場合、申請日時点の代表者をご記入
ください。決定通知書は記載いただいた代表者
の住所に送付いたします。

通知書番号	●-●-●●●●
団 体 名	フリガナ ●●●● クラブ ●●●● 倶楽部
代表者	住所 〒242-0001 大和市下鶴間 1-1-1
	役職及び氏名 フリガナ ヤマト タロウ 大和 太郎
	電話番号 046 (260) ●●●●
更新期間	令和9年4月1日 から 当該年度の3月31日迄
更新前の使用状況※1	☒ 使用した ☐ 使用しなかつ
規約・構成員の変更※2	団体の規約・構成員に変更は ☒ ない
減免区分	第 号 (
規約(会則)・構成員に変更があ った場合、変更後の規約・構成 員名簿の提出が必要です。	承認する
添付書類	☒ 事業計画書 ☐ 理由書 ☐ 団体の規約 ☐ その他 ()

更新期間は令和9年4月1日から
としてください。

令和8年度中、おおむね計画どおりに使用した場
合は「使用した」に、計画どおりに使用できな
かった場合は「使用しなかった」にチェックしてく
ださい。「使用しなかった」にチェックした場合
は、添付書類として「理由書」の提出が必要で

- ※ 1 事業計画どおり使用しなかった場合は、理由書を添付書類として提出してください。
- ※ 2 5号減免団体の規約・構成員に変更がある場合は変更後の団体の規約・構成員の名簿を添付書類として提出してください（3号・4号減免団体は提出不要です）。

【いただいた個人情報は、減免更新審査に関する目的以外には使用致しません】

〇〇クラブ 令和9年度 事業計画書

記載例

期間：令和9年4月 ～ 令和10年3月

月	活動内容	活動場所	備考
4月	健康体操	鶴間コミセン	予定回数、予定時間、参加予定人数など
5月	健康体操 親睦会	鶴間コミセン	
6月	健康体操	鶴間コミセン	
7月	健康体操	鶴間コミセン	
8月	健康体操	鶴間コミセン	
9月	健康体操 発表会	鶴間コミセン	
10月	健康体操	鶴間コミセン	
11月	健康体操	鶴間コミセン	
12月	健康体操	鶴間コミセン	
1月	健康体操	鶴間コミセン	
2月	健康体操	鶴間コミセン	
3月	健康体操	鶴間コミセン	

(第7号様式)

コミュニティセンター 使用料減免更新申請書	担当	主幹 係長	参事 課長	受付	・	・
				決裁	・	・
				施行	・	・

大和市長 あて		年 月 日
大和市コミュニティセンター設置条例施行規則第9条に基づき、次のとおり使用料の減免期間の更新を申請します。		
現通知書番号		
団 体 名		フリガナ
代表者	住所	〒 ー
	役職及び氏名	フリガナ
	電話番号	()
更新期間		年4月1日 から 当該年度の3月31日迄
更新前の使用状況※1		ほぼ当初の事業計画どおりコミュニティセンターを ☐ 使用した ☐ 使用しなかった
規約・構成員の変更※2		団体の規約・構成員に変更は ☐ ない ☐ ある
減免区分		第 号 ()
決定区分		☐ 承認する ☐ 承認しない
添付書類		☐ 事業計画書 ☐ 理由書 ☐ 団体の規約 ☐ 構成員の名簿 ☐ その他 ()

- ※ 1 事業計画どおり使用しなかった場合は、理由書を添付書類として提出してください。
- ※ 2 5号減免団体の規約・構成員に変更がある場合は変更後の団体の規約・構成員の名簿を添付書類として提出してください（3号・4号減免団体は提出不要です）。

【いただいた個人情報は、減免更新審査に関する目的以外には使用致しません】

期間：令和9年4月 ～ 令和10年3月

[illegible]